

区等を被告とする訴訟の提起について

1 事件名

損害賠償請求事件

2 当事者

原告 元中野区民

被告 中野区ほか

3 訴訟の経過

令和7年(2025年)11月26日 東京簡易裁判所に訴えの提起

令和8年(2026年)1月15日 訴状送達

4 事案の概要

本件は、原告が区営住宅の申請をしたが住居の手当てをしてもらえなかったことなどにより精神的な損害を被ったなどと主張し、被告らに対し、30万円の支払を求めるものである。

5 請求の趣旨及び紛争の要点

(1) 請求の趣旨

被告らは、原告に対し、連帯して30万円を支払え。

(2) 原告が主張する紛争の要点の要旨（被告中野区に係る部分）

原告は、区営住宅の申請をしたが住居の手当てをしてもらえず、また、保険証及びマイナンバーカードの交付を求めたが交付を受けられなかったことなどにより精神的な損害を被った。